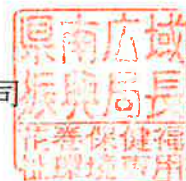


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県花巻市星が丘二丁目16番12号

氏 名 株式会社理水興業 代表取締役 内記 康晴
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証
する

県南広域振興局長 菅原 健司



許可の年月日 令和 7年 4月11日

許可の有効年月日 令和10年 7月29日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・ 感染性産業廃棄物
- ・ 銻さい（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 廃石綿等
- ・ ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 燃え殻を処分するために処理したもの（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 廃油を処分するために処理したもの（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、

(以下、裏面記載)

- シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・汚泥を処分するために処理したもの（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
 - ・廃酸（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
 - ・廃酸を処分するために処理したもの（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
 - ・廃アルカリ（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
 - ・廃アルカリを処分するために処理したもの（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

有

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2. 0以下のものに限る。)
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12. 5以上のものに限る。)
- ・燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・燃え殻を処分するために処理したもの（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃油を処分するために処理したもの（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・汚泥（鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・汚泥を処分するために処理したもの（鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃酸（鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチ

(以下、2枚目記載)

- レン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃酸を処分するために処理したもの（鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)
 - ・廃アルカリ（鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)
 - ・廃アルカリを処分するために処理したもの（鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別表のとおり

以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 7月 30日 当初許可

平成 6年 10月 4日 事業範囲の変更許可（積み替え・保管施設を追加したこと。）

平成 9年 5月 29日 事業範囲の変更許可（取り扱う産業廃棄物に鉍さい（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）燃え殻及び当該燃え殻を処分するために処理したもの（砒素又はその化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）廃油（廃溶剤）及び当該廃油を処分するために処理したもの（ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）廃酸及び当該廃酸を処分するために処理したもの（カドミウム又はその化合物、有機リン化合物、シアン化合物ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）廃アルカリ及び当該廃アルカリを処分するために処理したもの（カドミウム又はその化合物、有機リン化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）汚泥及び当該汚泥を処分するために処理したもの（カドミウム、又はその化合物、有機リン化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものにかぎる。）、燃え殻及び当該燃え殻を処分するために処理したもの（砒素又はその化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）汚泥及び当該汚泥を処分するために処理したもの（カドミウム又はその化合物、有機リン化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロ

(以下、裏面記載)

エチレン、シスー1, 2ージクロロエチレン、1, 1, 1ートリクロロエタン、1, 1, 2ートリクロロエタン、1, 3ージクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)、鉍さい(カドミウム、又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)、ばいじん(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)を追加したこと。)

平成10年	7月30日	更新許可
平成12年	9月25日	事業範囲の変更許可(廃油保管量を変更したこと。)
平成15年	7月30日	更新許可
平成19年	1月25日	事業範囲の変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類に廃石綿等を追加したこと。)
平成20年	7月30日	更新許可
平成22年	1月15日	変更届出書受理(代表者を佐藤幸雄から変更したこと。)
平成25年	7月30日	更新許可
平成30年	7月30日	更新許可
令和5年	7月30日	更新許可
令和7年	4月11日	事業範囲の変更許可

(1) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥(1, 4ージオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)を追加したこと。

(2) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥を処分するために処理したもの(1, 4ージオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)を追加したこと。

(3) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油(1, 4ージオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)を追加したこと。

(4) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油を処分するために処理したもの(1, 4ージオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)を追加したこと。

(5) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸(1, 4ージオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)を追加したこと。

(6) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸を処分するために処理したもの(1, 4ージオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)を追加したこと。

(7) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ(1, 4ージオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)を追加したこと。

(8) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリを処分するために処理したもの(1, 4ージオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)を追加したこと。

令和7年 6月23日 変更届出書受理(代表者を今野秀實から変更したこと。)
以下余白

5. 積替え許可(盛岡市の許可)の有無 無
以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

(以下、3枚目記載)

別表（保管施設の概要）
所在地：岩手県花巻市天下田48番4

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
燃え殻及び汚泥	—	7.02	1.2	—	屋内保管
廃油	—	11.99	3.5	—	屋内保管
廃酸	—	3.24	0.8	—	屋内保管
廃アルカリ	—	3.24	0.8	—	屋内保管

以下余白

